

2022年12月26日

まもりんぐ加入の皆様へ

株式会社ラストワンマイル

サービス付帯補償である「入院の特別取扱い」の対象について

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、このたびサービス付帯補償として実施している入院の特別取扱い（以下「みなし入院」）について、2022年12月26日（月）以降の対象が以下のとおりとなりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象

2022年12月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、重症化リスクの高い以下の方が「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象となります。

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊婦

2. 今般の見直しの背景等

特定感染症危険補償特約および医療補償における入院保険金等は、保険約款において「医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難（以下「入院が必要な状態」）なため、病院または診療所へ入院し、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いする旨定めています。

ただし、新型コロナウイルス感染症と診断され、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、宿泊施設や自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合については、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、「入院」と同等に取り扱い、入院保険金等をお支払いする「みなし入院」が実施されております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染者数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合がこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっております。

また、今般、政府により、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲が全国一律に上記の重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方を、新型コロナウイルスに感染したことのみをもって「入院が必要な状態」と判断できないことから、2022年12月26日（月）以降の

「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象を見直すこととなりました。

弊社は、一刻も早くこの事態が終息し、皆様が安心して過ごせる日々が戻ってくることを心から願っております。

【保険金のご請求について】

保険金のご請求につきましては、従来と変わらず以下の連絡先までご連絡ください。

セゾン保険サービス：03-3988-1526 まもりんぐ担当

※ 2022年9月2日（金）より、保険金のお支払いにあたり、医療機関や保健所による療養証明書の発行を必要としない取扱いを実施しておりますのでご活用ください。

以上